

令和6年度 税制改正大綱 ～消費税～

令和6年度税制改正大綱が公表されました。その改正内容のうち、消費税の改正の概要についてお知らせいたします。

＜消費課税＞

1 プラットフォーム課税の導入

(1) 特定プラットフォーム事業者の位置付け

国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う電気通信利用役務の提供（事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。）のうち、下記(2)の指定を受けたプラットフォーム事業者を介してその対価を収受するものについては、特定プラットフォーム事業者が行ったものとみなす。

(2) 特定プラットフォーム事業者の指定

国税庁長官は、プラットフォーム事業者のその課税期間において上記(1)の対象となるべき電気通信利用役務の提供に係る対価の額の合計額が 50 億円を超える場合には、当該プラットフォーム事業者を特定プラットフォーム事業者として指定する。

(3) 特定プラットフォーム事業者の申告義務

上記(2)の要件に該当する者は、その課税期間に係る確定申告書の提出期限までにその旨を国税庁長官に届け出なければならない。

(4) 特定プラットフォーム事業者の公表等

国税庁長官は、特定プラットフォーム事業者を指定したときは、当該特定プラットフォーム事業者に対してその旨を通知するとともに、当該特定プラットフォーム事業者に係るデジタルプラットフォームの名称等についてインターネットを通じて速やかに公表するものとし、指定を受けた特定プラットフォーム事業者は、上記(1)の対象となる国外事業者に対してその旨を通知するものとする。

(5) 確定申告書に明細書を添付

特定プラットフォーム事業者は、確定申告書に上記(1)の対象となる金額等を記載した明細書を添付するものとする。

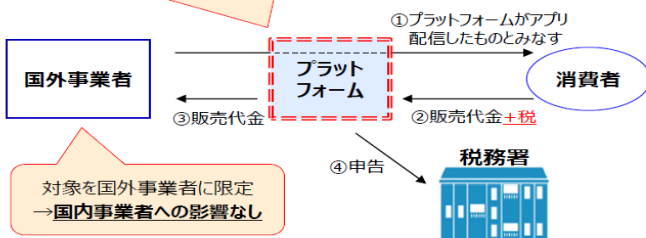
(注) 上記の改正は、令和7年4月1日以後に行われる電気通信利用役務の提供について適用することとし、特定プラットフォーム事業者の指定制度に係る事前の指定及び届出については、所要の経過措置を講ずる。

自民党税制調査会資料

国境を越えたデジタルサービスに係るプラットフォーム課税の導入（案）

- 報告書でも指摘されているとおり、内外のイコールフットイングや課税の公平性を確保する観点から、既に世界の多くの国で導入されている制度である「プラットフォーム課税」を日本においても導入する。
 - 本制度の対象となったプラットフォーム事業者は、プラットフォームを介して国外事業者が行うデジタルサービス（消費者向けの電気通信利用役務の提供）について、プラットフォーム事業者自身が提供したものとみなされ、そのデジタルサービスに係る消費税について、**国外事業者に代わり納税義務が課される**こととなる。
 - その上で、本制度が執行管轄権の及ばない国外事業者に対する適正な課税を念頭に置いたものであることや、税務当局の目的行き届く国内事業者に与える影響等を考慮し、**本制度の対象を国外事業者が国内向けに行うデジタルサービスに限る**こととする（リバースチャージの対象となる事業者向け電気通信利用役務の提供は対象外）。
 - また、本制度の対象となるプラットフォーム事業者には高い税務コンプライアンスや事務処理能力が求められること等を考慮し、**国外事業者が自身のプラットフォームを介して行うデジタルサービスの取引高が50億円を超えるプラットフォーム事業者を対象とする。**
- (注) 令和7年4月1日施行。

対象を国外事業者によるデジタルサービスの取引高が50億円超のP Fに限定
→本基準により、**国外事業者が行うデジタルサービスの大宗が対象になると見込まれる**とともに、高い税務コンプライアンスにより、**適正な課税の確保が見込まれる**



(参考) 諸外国におけるP F課税の導入状況

PF課税 導入の有無が確認できた85か国中

- 導入済み（全事業者対象） … 63か国（74%）
- 導入済み（国外事業者のみ対象） … 19か国（22%）
- 未導入 … 3か国（4%）



※各プラットフォームの公表情報により確認（白抜きは未確認）

2 国外事業者に係る事業者免税点制度の特例の見直し

いわゆる「納税なき控除」を防止するため、**国外事業者に係る事業者免税点制度の適用を次のように制限する。**

(1) 特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例

特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例について、課税売上高に代わり適用可能とされている給与支払額による判定の対象から国外事業者を除外する。

(2) 1,000万円以上の新設法人に対する納税義務の免除の特例

1,000万円以上の新設法人に対する納税義務の免除の特例について、外国法人は基準期間を有する場合であっても、国内における事業の開始時に本特例の適用の判定を行う。

(3) 資本金 1,000 万円未満の特定新規設立法人に対する納税義務の免除の特例

資本金 1,000 万円未満の特定新規設立法人に対する納税義務の免除の特例について、本特例の対象となる特定新規設立法人の範囲に、その事業者の国外分を含む収入金額が 50 億円超である者が直接又は間接に支配する法人を設立した場合のその法人を加えるほか、上記(2)と同様の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和 6 年 10 月 1 日以後に開始する課税期間から適用する。

3 国外事業者に係る簡易課税制度等の見直し

その課税期間の初日において所得税法又は法人税法上の恒久的施設を有しない国外事業者については、簡易課税制度の適用を認めないこととする。

また、適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置の適用についても同様とする。

(注) 上記の改正は、令和 6 年 10 月 1 日以後に開始する課税期間から適用する。

自民党税制調査会資料

国外事業者に係る事業者免税点制度の特例の適用の見直し等 (案)

- 国外事業者により、本来の趣旨に沿わない形で事業者免税点制度の特例や簡易課税制度などを適用して、売手が納税せず買手が控除を行う、いわゆる「納税なき控除」による租税回避が行われている状況。これに対応するため、以下のとおり各制度について複合的な見直しを実施する。

(注) 令和 6 年 10 月 1 日施行。

① 事業者免税点制度の特例の適用の見直し

- 事業者の事務処理能力等を踏まえて事業者免税点制度を適用しないこととする特例について、以下の見直しを行う。

	特例の対象(課税事業者)となる場合	課題及び見直し(案)
特定期間の特例	特定期間(前年上半期)における国内の課税売上高が1,000万円超かつ給与(居住者分)の合計額が1,000万円超の場合	非居住者への給与が対象となっていないため、 国外事業者 に対して本特例が適切に機能していないことを踏まえ、国外事業者については「給与(居住者分)の合計額による判定を認めないこととする。
新設法人の特例	資本金等が1,000万円以上の法人である場合(基準期間がない課税期間が対象)	国外事業者 は、日本への進出時点で設立から一定期間経過していることが一般的であり、本特例が適用されないことを踏まえ、外国法人については、 日本における事業を開始した時の資本金等により本特例を適用することとする。
特定新規設立法人の特例	国内の課税売上高が5億円超の法人等が設立した資本金等1,000万円未満の法人である場合(基準期間がない課税期間が対象)	事務処理能力を有する大企業でも、日本での課税売上高がなければ一律に対象外となってしまうことを踏まえ、 全世界における収入金額が50億円超の法人等が資本金等1,000万円未満の法人を設立した場合も対象に加える。

② 簡易課税制度の適用の見直し

- **恒久的施設を有しない国外事業者**については、国内における課税仕入れ等が一般的には想定されず、業種毎のみなし仕入率による控除が適切とはいえないため、簡易課税制度の適用を認めないこととする。

※ 適格請求書発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置(いわゆる 2 割特例)の適用についても同様とする。

③ 免税事業者等からの仕入れに係る経過措置の見直し

- **一の免税事業者からの仕入れ額が、1年間で10億円を超える場合**、その超えた部分については、インボイス制度導入に伴う 8 割控除・5 割控除の経過措置の適用を認めないこととする。

4 外国人旅行者向け免税制度(輸出物品販売場制度)の抜本的な見直し

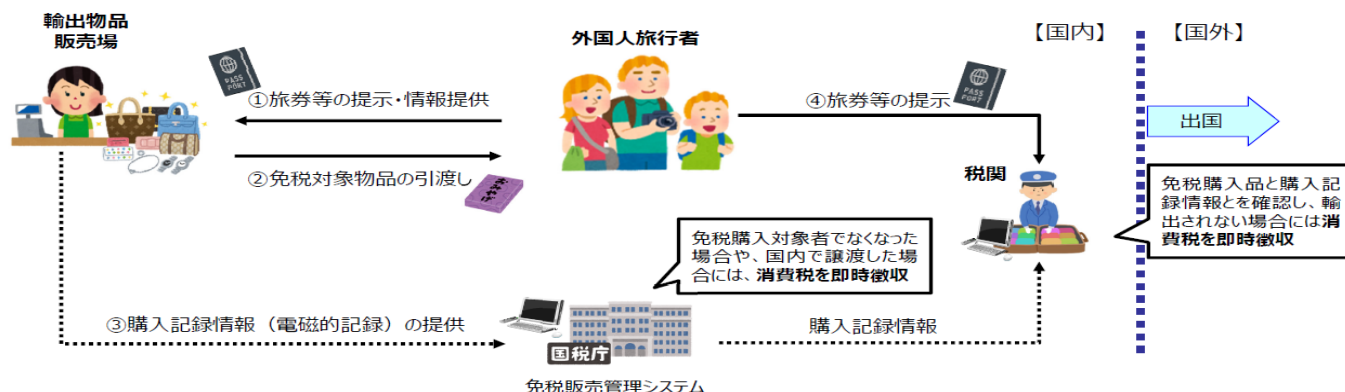
外国人旅行者向け免税制度については、制度が不正に利用されている現状を踏まえ、免税販売の要件として、新たに政府の免税販売管理システムを通じて取得した税関確認情報(仮称)の保存を求めるとし、外国人旅行者の利便性の向上や免税店の事務負担の軽減に十分配慮しつつ、空港等での混雑防止の確保を前提として、**令和 7 年度税制改正において、制度の詳細について結論を得る。**

(注) 上記の「税関確認情報(仮称)」とは、免税店で免税購入対象者が免税購入した物品を税関長が国外に持ち出すことを確認した旨の情報をいう。

自民党税制調査会資料

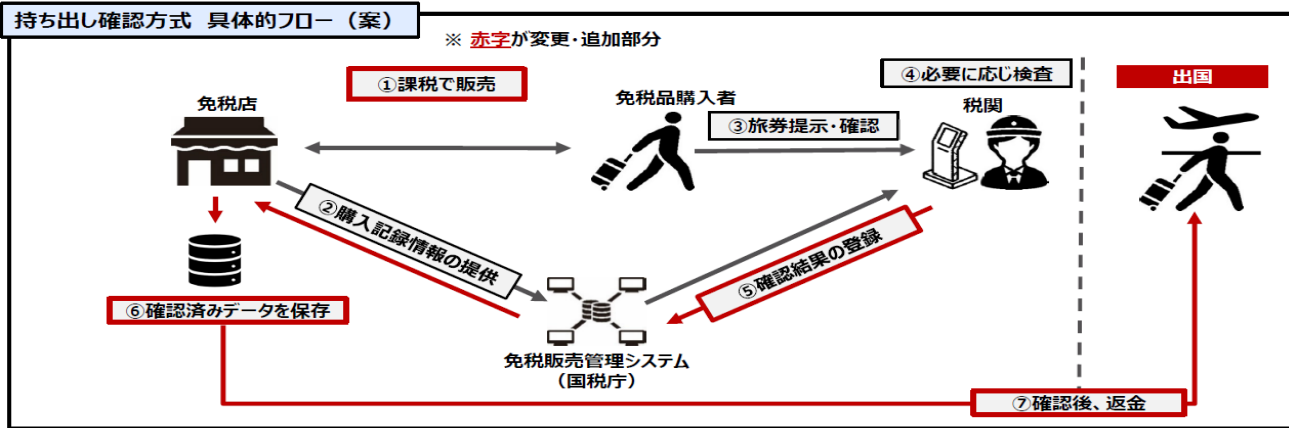
外国人旅行者向け免税制度の概要

- 外国人旅行者向け免税制度は、税務署長の許可を受けた輸出物品販売場(いわゆる免税店)を経営する事業者が、免税購入対象者に対し、免税対象物品を一定の方法で販売する場合には、消費税が免除される制度。
- ※ 免税対象物品は、輸出するため購入される物品のうち通常生活の用に供する物品(金又は白金の地金や事業用又は販売用として購入されることが明らかな物品は対象外)であり、以下の金額基準がある(同一の販売場 1 日あたりの基準)。
 - ・ 一般物品(家電、バッグ、衣料品等《消耗品以外のもの》) 5 千円以上
 - ・ 消耗品(飲食物品、医薬品、化粧品その他の消耗品) 5 千円以上 50 万円以下



外国人旅行者向け免税制度の抜本的見直しの方向性

- 外国人旅行者向け免税制度は、免税店の拡大と外国人旅行者の利便性の向上を図ることによって、インバウンド消費拡大の重要な政策ツールとなってきた。
- 他方で、免税品の横流し等の不正事例は後を絶たず、出国時に捕捉して即時徴収を行ってもその多くは滞納となっており、制度の不正利用は看過できない状況。また、免税店にとっても税務リスクを抱えながら免税販売を行うことが業務負担となっている。
- こうした実態を踏まえ、早急に制度の抜本的な見直しを行う必要がある。具体的には、出国時に購入品の持ち出しが確認できた場合に免税販売が成立し、免税店が確認後に消費税相当額を返金する制度（下図）への見直しを検討する。
- 検討にあたっては、旅行者の利便性向上や免税店の事務負担軽減、空港での混雑防止等にも十分留意することとし、令和7年度税制改正プロセスにおいて結論を得ることを目指す。



5 外国人旅行者向け免税制度に係る仕入税額控除制度の適用の見直し

外国人旅行者向け消費税免税制度により免税購入された物品と知りながら行った課税仕入れについては、仕入税額控除制度の適用を認めないこととする。

(注) 上記の改正は、令和6年4月1日以後に国内において事業者が行う課税仕入れについて適用する。

外国人旅行者向け免税制度に係る仕入税額控除制度の適用の見直し（案）

- 輸出品販売場による免税販売手続が電子化され、国税庁において購入記録情報をデータで把握することが可能となったことにより、国内での譲渡・横流しが疑われる多量・多額な免税販売・購入の実態が明らかになっている。こうした不正に対応するため、以下の見直しを行う。

【見直し案】

免税購入した者と買取業者が通謀して免税購入品が横流しされている事案も確認されているが、こうした国内還流を断ち切るため、**免税購入品であることを知りながら仕入れた場合には、その仕入税額控除を認めないこととする。**

(注) 令和6年4月1日施行。

